

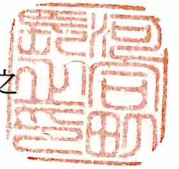
河合町告示第24号

フォークリフト車両購入について

フォークリフト車両購入について、次のとおり一般競争入札（事前審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第2項及び第167条の6の規定に基づき公告する。

令和 7年 4月11日

河合町長 森 川 喜 之



1 一般競争入札に付する事項

- | | | |
|-----|------|------------------------------|
| (1) | 番 号 | 第 備-1 号 |
| (2) | 件 名 | フォークリフト車両購入 |
| (3) | 納入場所 | 奈良県北葛城郡河合町大字山坊683-1（河合町清掃工場） |
| (4) | 予定価格 | 金 6,762,800円 |
- （消費税及び地方消費税（計10%）を含む）
- | | | |
|------|------------|------------------------------|
| (5) | 最低制限価格の有無 | 無 |
| (6) | 納車台数 | 1台 |
| (7) | 納車期限 | 令和7年9月30日 |
| (8) | 入札保証金 | 免除 |
| (9) | 契約保証金 | 河合町契約規則（昭和58年4月河合町規則第7号）による。 |
| (10) | 入札回数 | 河合町入札執行要領により1回 |
| (11) | 落札者の決定方法 | 郵便による一般競争入札 |
| (12) | 前払金及び中間前払金 | 無 |
| (13) | 議会の議決 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格条件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 令和6年度、7年度河合町物品・役務等入札参加資格のH-6（車両類：その他）に登録されていること。
- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続きの申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (オ) 河合町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成15年4月）別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当する者でないこと。
- (カ) 直近5年以内において、国または地方公共団体に対して、3（2）アに示す受付期日までに、入札参加資格調書（様式2）の納車実績に示す車両について、1台以上の納車実績があること。
- (キ) 入札公告日並びに開札終了までに、奈良県又は河合町で指名停止の措置がなされていないこと。

3 競争入札参加の手続

この入札に参加を希望する者は、次により書類を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、期限までに書類を提出しない者または競争入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(1) 書類の配布

書類は下記様式によるものとし、その様式を次のように配布します。

- ・競争入札参加資格確認申請書（様式1）

- ・入札参加資格調書（様式2）

ア 配布日 令和7年4月11日（金）から4月24日（木）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

イ 配布時間 午前9時から午後4時まで
（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 配布場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場総務部総務課契約・管財係（本庁舎2階）

エ その他 河合町のホームページからもダウンロード可能。

(2) 書類の受付

ア 受付日 令和7年4月11日（金）から4月24日（木）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後4時まで
（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 受付場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場総務部総務課契約・管財係（本庁舎2階）

エ 提出方法 書類の提出は、持参又は郵送した場合に限り受付します。
提出部数は1部とします。

※郵送の場合、受付期間内必着とします。

(3) 競争入札参加資格の審査結果の通知

審査結果については、令和7年4月28日（月）に通知します。

尚、競争入札参加資格を得ることが出来なかった者は、その理由を求めることができます。

この場合には、令和7年5月7日（水）正午までにその旨を記載した任意作成書

面を、河合町役場総務部総務課契約・管財係まで持参してください。その回答は、令和7年5月8日（木）午前10時から河合町役場総務部総務課契約・管財係で行います。

（４） その他

ア 書類の作成及び申請に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 申請された書類は、返却しません。

４ 仕様書の閲覧等

- （１） 閲覧日 令和7年4月11日（金）から4月24日（木）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- （２） 閲覧時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- （３） 閲覧場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場総務部総務課契約・管財係（本庁舎2階）

５ 質問及び回答

- （１） 仕様書等に対する質問がある場合は、指定の質疑書により電子メール又は郵送にて提出ください。

ア 受付日時 令和7年5月7日（水）正午まで

イ 提出先 河合町役場総務部総務課契約・管財係

ウ 提出方法 メール kanzai@town.kawai.nara.jp

F A X 0745-56-4007

- （２） 回答については、令和7年5月8日（木）に電子メールにより回答します。

６ 入札の手続

- （１） 入札書は、入札内訳書と同時（同封）にて提出してください。

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更又は取り消すことはできません。

入札は、総額金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（千円止め）を

入札書に記載してください。

(2) 入札書に記載する金額は、入札内訳書の消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額に対応するようにしてください。

(3) 入札書と入札内訳書は、書留郵便で令和7年5月13日（火）の午後4時までに河合町役場総務部総務課契約・管財係に到着するように送付してください。

尚、宛名については、入札公告7（2）に記載のとおりとします。

(4) 開札は、入札書を提出した全ての入札者又はその代理人が立会をして行うものとします。立会人は、入札公告7（5）の日時に、同7（6）の場所にお越しください。代理人が立会するには、立会に関する委任状（任意様式）を持参してください。

7 入札の方法

(1) 入札回数は1回とします。

(2) 宛名 〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号 河合町長 宛

(3) 予定価格（税抜）以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

但し、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。尚、くじを辞退することはできません。

(4) 入札書の到着期限 令和7年5月13日（火）午後4時

(5) 開札日時 令和7年5月14日（水）午前10時

(6) 開札場所 河合町役場 3階 第4会議室

8 入札の無効

競争入札に参加するに必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得に違反した入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。又、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(1) 入札書に記名押印を欠くもの

(2) 入札金額の訂正、若しくは判読し難いと認められる入札書

(3) 入札書の誤字脱字等により、必要な事項を確認できないもの

(4) 同一入札者がした2以上の入札

(5) 予定価格（税抜）を超える入札

(6) 入札書と入札内訳書の記載金額に相違のある入札

- (7) 入札書到着期限を過ぎて到着した入札
- (8) 指定の手続き以外の書類送付、又は持参された入札
- (9) その他、入札条件に違反した入札

9 問い合わせ先

不明な点については、下記に問い合わせください。

河合町役場総務部総務課契約・管財係（電話 0745-57-0200 内線 229）